

## 令和7年度第1回 山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和7年8月29日（金）13時30分～15時00分
開催場所	山口市役所本庁舎（山口総合支所） 庁議室
出席者	<p><b>【委員】</b>  湯山篤委員（会長）、額田康孝委員、佐々木利久委員、大野奈央子委員、中田聖大委員、貞國太志委員、高松亜希子委員、岡本竜司委員、水津利章委員、光永聡子委員、阿部康彦委員、武本将秀委員、増本好夫委員</p> <p><b>【オブザーバー】</b>  山口家庭裁判所 岡崎純二裁判所書記官</p>
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	1 開会 2 議事 （1）会長の選任について （2）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について （3）受任調整会議の運営について （4）持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について 3 その他 成年後見制度の見直しに向けた検討 中間試案について 4 閉会
議事概要	1 開会 ・山口市健康福祉部長挨拶  2 議事 （1）会長の選任について ・事務局より、湯山委員を提案。賛成多数により、湯山委員が会長に就任。  （2）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について ・事務局から資料2の説明 <b>【委員】</b> リーガルサポートで毎年9月に無料の成年後見制度の相談会を行っている。後見制度についていろいろ知りたい、山口市役所で話を聞いてみたい、後見制度や後見センターの話を聞きたいとの話をよく聞く相談者は、足が不自由であるとか、目が不自由な方である。山口市が広報活動を行っているにもかかわらず、必要な方に届いていないと実

感することがある。そういった方に対する啓発活動を考えられたらいいのではないか。

**【委員】**

施設の認知症カフェで、成年後見センターの出前講座を昨年度に引き続き、今年度も行った。市民の方は興味があるようで多く集まり、活動がすごく浸透していると思っている。

**【委員】**

施設の入所者が約50人おり、平均年齢が55歳くらい。保護者が70歳代を超えて80歳代という方ばかり。成年後見制度は皆さんご存じだが、どこに行けばいいのか分からないとか、どういう手続きをしたらいいのかというところが、その年齢の方々には理解が難しいという印象を受けている。

**【委員】**

障がいの方で、本人が必要と思うことはまずない。高齢者の方であれば、入院したときのお金のことだったり、親族が困られてということが多いのかなと思うが、本人が若いうちは、家族も元気なので、先の話はイメージがつかないのかな。本人が50歳代とか60歳代になり、親御さんが80歳に近くなり、自分が死んだあとどうしようと思われるようになってくる。情報へのアクセスも、元気なうちは行かない。年を取って興味がでるところで、難しいところがあると思う。最近の障がいのある方の一番の困りごとは、電子決済であったりとか、元気にあちこちに行かれたりだとか、携帯の操作がとても得意ということもあって、支援の枠組み作りが非常に難しくなっている。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の金銭管理では間に合わないかもしれないというところで、成年後見の話をさせていただく。1対1でお話をしていく形になるので、全体への周知に至っていないのかなと思っている。

**【委員】**

高齢者の方から相談されたケースで、成年後見とか、日常生活自立支援事業の支援が必要な方をつなげる支援をしている。本人に認知症があり、必要性も理解ができない状況だったり、親族と本人の関係性が悪く、支援ができる関係でない方に関わる場合が多い。必要であれば成年後見センターにも相談している。一般的には、民生委員協議会とかでPRするという形をとっている。

**【委員】**

民生委員は無資格で、深入りは難しいので、専門分野の方をお願いすることになる。こういう制度が必要ではないかということは、訪問したら分かる。こういう制度がある、この専門家に任せてみたらと、

つないだのが2件ほどある。宣伝役に回るということが我々の役目と  
思っている。

**【委員】**

日常生活自立支援事業等にて、成年後見制度の手前の方の金銭管理  
等の支援をしている。日常生活自立支援事業の場合は、本人がある程  
度判断能力があつて、契約能力があることが前提。そうでない方で、  
実際困っておられる方のお問い合わせがあつて、相談の内容によつて  
は成年後見センターに紹介させていただくケースも少なくないと認識  
している。民生委員等その関係者の方々に向けての周知啓発は、行き  
届いていないというお話もあつたが、民生委員等への紹介というところ  
では、まだまだ協力できる余地がある。

**【会長】**

PR活動について、様々な意見を伺つたが、資料2の「成年後見制  
度の相談対応及び利用支援」について、皆様の立場でどのような感想  
をお持ちになつたか伺う。

**【委員】**

相談内容はこういう感じなのかなと思う。成年後見制度を利用する  
ことになれば、それぞれの立場でためらいもあると思う。成年後見制  
度の見直しで国の方で検討されている案でも、判断能力がないだけで  
後見人等をつけるのはやめようという発想に基づいて、改正案が作ら  
れている。判断能力がない人に必要が生じたときに後見人をつける制  
度に変える流れになってきている。現実には後見人が必要になってくる  
場面で相談がくる。利用しようと思われる。そうなつたときにきちん  
と制度の利用ができるような体制を整えておけば、それでいいのかな  
と思う。

**【委員】**

課題が複雑化してから成年後見制度につながつていると思うので、  
本人に対しての広報は難しいかもしれない。まだ自分は関係ない年齢  
の人たちにも、成年後見制度を少し知つていていただくと違ふと思  
う。

**【委員】**

高齢者の中で、成年後見制度を必要とする方は多くなつていて感  
じている。本人からの相談があると書いてあるが、私たちが高齢者の  
支援をする中で、本当に成年後見制度を必要としている、必要とする  
可能性のある方というのは成年後見制度を知つていない方が意外と多  
い。多くの問題を抱えた状態で成年後見制度に関わる方が非常に多く  
て、認知症だけではなく、ゴミ屋敷の問題、親族との問題だったり、  
複雑化した中で、初めてそこに入ってくるような状況があるのではな

いかと感じている。成年後見制度を説明した時に、後見人は、何をしてくれるのです。と必要な方にわかりやすく説明していけたらと常々思っている。実際に必要としている方に、もう少しわかりやすい制度説明も必要と思っている。

【会長】

様々な意見をいただいた。事務局から説明を。

【事務局】

PRについて、令和3年10月に成年後見センターを設置し、相談件数、利用者の数も増えている。必要な方にまだ情報が届いていないという指摘もあったので、情報がしっかり届くよう、一層の周知に努めたい。また、成年後見センターは地域連携ネットワークの中核機能であるので、関係機関の皆さんと連携して、必要な方に必要なサポートが届くよう努めたい。

### (3) 受任調整会議の運営について

・事務局から資料3の説明

【委員】

障がい者の方と高齢者の方の数がすごく違うと思った。高齢者の方が急いで必要になる場合が多いと改めて実感した。社会福祉士会で、受任調整もしているが、家庭裁判所から推薦が社会福祉士会に来た結果を見ても、90歳代や100歳を超えて成年後見制度につながっている方も時々いらっしゃる。身上保護メインが多く、財産も少ない中で、やらなければいけないことが複雑化して、やることがとても多いケースが増えてきたという印象を持っている。

【委員】

法人後見で後見事務の受任をしている。日常生活自立支援事業の利用者の中で、後見の申立てが必要な方がメインであるが、受任しているのは基本的には高齢者の方が多くて、障がいの方は、市長申立てではなくて、親族申立てが多いのが現状と思う。日常生活自立支援事業の中で、契約当時は判断能力があったが、認知症の進行等に伴って、判断能力の低下によって本人の意思確認等が難しくなるケースも少なくない。市長申立ての選択肢があるのは大変ありがたい。

【委員】

今年度から出席する予定。今のところまだ出席していないので具体的にどのように進んでいくかは、聞くところでしかわからないが、この会議に期待されているところは、必ずしも市長申立て事案に限らずというところ、現時点では、市長申立て事案について審議している。ここに書いていただいている全件を審議するのかどうかは、数が多くな

ったことが背景にあるのか。市長申立て事案だからと言って、必ず会議体で判断しなければいけないというわけではないと思うので、適切な方法で限られた資源を必要などところに振り向けるようなことはしていくべきかと思う。

【会長】

事案により受任調整会議にかけるかを再考していきたいとある。事務局から説明を求める。

【事務局】

緊急性を要する案件で、受任調整会議を経ずに申し立てる事案が、徐々に増えている。適任職種に議論の余地がないものもある。必要に応じて報告をするという基本は変わらない。ケースの状況により省略が可能かどうか、協議しながら決めていきたい。

【委員】

今後、後見が必要な人が増えていくのは目に見えている。すべてを受任調整会議で協議することは、現実的に不可能ではないか。受任調整会議にかける優先順位を定めておいた方がいいと思う。

【会長】

意見をいただいた。事務局の意見を求める。

【事務局】

受任調整会議は、身寄りのない方に対し、市長が後見等開始の申立てにあたり意見を伺うものであるが、ケースもそれぞれ様々な課題を抱えておられる。専門的な知見から意見等をいただきながら、適宜適切な制度の運営に努めていきたい。件数も増えていく部分もあるし、委員の手を煩わせるので、明らかなものは、成年後見センターの判断で、市長申立てを進めていきたい。いずれにしても、引き続き、適宜適切な制度運営に努めていく。

#### (4) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について

・事務局から資料4の説明

【会長】

全国で、高齢者のみの世帯が年々増加している。国の方でも地域共生社会として、地域で本人を中心とした支援活動を包括的に進めていくということで、本人の意思決定を支援する取組が必要ということで、権利擁護支援モデル事業も進められている。山口市も、簡易な金銭管理等を通じて地域生活における意思決定を支援する取組として、モデル事業を進めているし、ワーキンググループでも様々な検討を進めてきたということだが、これに委員からの意見を求める。

**【委員】**

キーワードは、狭間にある方をどう支援するのかということかと思う。意思決定応援サポーターとか、日常的金銭管理サービス事業者等、聞きなれない言葉も出ている。モデルケースを始める話もある。一つ一つ確認しながら行っていけるのかなと思っている。介護保険ができたのが25年前になる。その当時は無条件で通帳と印鑑を必ず施設に預けたりしていた。その後、利用者の通帳と印鑑を預かるのは重荷だということで、15年くらい前にお返しして、それからお金を預かるということはしなくなった。日常的金銭管理サービス事業者等の説明があったけれども、以前は施設側がサービスでしていたことを、システム化して、きちんとした制度の中で行うということは、大きなリニューアルではないかなと思っている。

**【委員】**

ケアマネジャーの立場で、在宅の生活が難しくなって施設に移行した時に、やはり金銭管理をしてくれる人を探す。身寄りがない方の中で、さらに権利擁護や日常生活自立支援事業で対応できない狭間にいる方々を、誰かが管理をしなければいけない。施設でやむを得ず、金銭管理をしなければいけない。費用等を取らず、お互いの了解のもとでお預かりをしている。そういった中で、今回のモデル事業が狭間にいる方を救うことができればと思っている。ケースをそろそろ決めるというお話の中で、介護の分野でモデル事業の一つにしていこうかなという動きもある中で、少し見直さなければいけない部分もあるかなと思っている。私も実際に意思決定応援サポーターの養成講座を受講している。サポーター養成講座を受けた方から、「応援サポーターは結局何をするのですか。」「養成講座を受けたが自信がない。」という声も聞かれる。そういった中で、モデル事業として課題が明確になって、令和8年度に向けて、本格事業運営していくときに、応援する側、関わる側、支援者、そして利用者も不安にならない制度設計ができればいいかなと思っている。

**【委員】**

施設に入っている方は何とかなる。在宅で、1人で暮らされている方に、果たして、この持続可能な権利擁護支援モデルの形で対応できるのだろうか。促進し続けたら、持続可能な権利擁護支援モデルは破綻するのではないか。障がいの方は、子どものときから大人になっていく過程の中でのマネー教育も含めて、教育による部分が多い。本人だけではなくて、環境として学べない方も多い。社会に出ていく中で、情報が増え、それを上手に扱うことができず破綻した生活につながっていく。未来に向けて、ワーキングみたいな形で、障がいと医療

と高齢だけでなく、児童の分野も含めた会議体も必要ではないか、縦割りではなく横のつながりが必要、障がいの自立支援協議会でも、横でつながっていく必要があると思っているところ。

**【委員】**

日常生活自立支援事業の狭間の課題というところでは、利用の要件で、判断能力の低下はないが、金銭管理等々含めた生活上の課題のある人に対して相談があったときに、選択肢は多くない。山口市安心サポート事業は、選択肢になり得るが、入口を広げた後に、出口等も含めて考えないといけない。日常生活自立支援事業の中での利用者の金銭管理が難しくなっている要因の1つは、判断能力というところもあるが、そういう経験をしてこられていないことが大きいと認識している。山口市安心サポート事業が制度化した時に、解決できるところもあれば、これだけでは難しい部分もある。安心サポート事業の中で一緒に考えていければと思っている。

**【委員】**

身寄りのない方へのサポートはとても大事だなと思っている。認知症のモデルケースに当てはめてみると、認知症と診断できない、長谷川式はまあまあいい。でも物忘れがあつて生活できない。そういう狭間の人のことをイメージして、その方をどうサポートしようかなという動きなのだろうと判断した。狭間にある人と書いてあるが、それを作っているのは制度が枠を作っているので、枠からはみ出たら何もしませんよという制度だったのだろうと思うので、既存の成年後見制度とか、日常生活自立支援事業をしっかりと考えないと、いくら制度を作ってもこういう人が生まれてくるのだろうと思う。いいものができるといいなと思う。

**【委員】**

入院されている方であれば、精神科の入院なので、本人の同意の下、家族がいて成立する入院なので、身寄りがあるか、同意能力があるという形での入院になっている。外来の方は単身生活だし、こういうのに乗らない方は、自分たちが困っているという認識がない方が多くて、医療機関側や、支援者側から見ると、できていないところが多い、心配なところが多いと思うところの、この違いがなかなか埋められないところがあると感じている。このサポート事業に関しても本人に契約能力がある形になっているので、本人が納得しないとサービスが受けられない、結局、狭間にいるという形になってしまう。そういう狭間にならない人を増やしていきたいと思うので、利用しやすいサービスができたらいい。

#### 【委員】

いろいろな高齢者に関わっている中で、制度につなげたくてもつなげられない方がいる。本人の能力の問題、制度が必要ということを理解する能力自体が、無い場合もあるし、理解が得られないということもある。そういう方の金銭管理に、日々のケースワークの中でどうしようと思うことがあり、やむを得ず、利用者のお金を一時的にお預かりすることもある。お金の引き出しにその都度、職員が付き添うこともしている。このモデル事業が始まった時に、地域包括支援センターと一緒に関わってくれるような事業になったらいいなと思っており、そういうこともしていただけるか、考えていただけるか、教えていただけたらなと思っている。

#### 【事務局】

このモデル事業は、国の補助事業ということで、国の方で社会福祉法の改正を見据えて、様々なモデル事業を走らせている。同じテーマに取り組んでいる自治体も全国に複数ある。本市の安心サポート事業の取組もしっかりと国の方にフィードバックを行い、意見いただいたようなところも、制度の狭間にある方に、しっかり支援が届くような形で、最終的な制度が出来上がればいい。引き続き取り組んでまいりたい。今年度後半にかけて、試行的運用として実際に取り組む。その中で課題も上がってくると思う。そこもしっかりと救い上げ、来年度に向けてもこのモデル事業を継続して取り組みたい。引き続き検証して、よりよい制度になるように努めていきたい。

### 3 その他

#### 成年後見制度の見直しに向けた検討 中間試案について

・事務局から資料5を説明

#### 【会長】

成年後見人制度を使うことになった場合、一度始まってしまわずと続く、硬直的な部分もあって、使いづらい部分もあるということで、検討が進んでいると思う。今の動向について、山口県弁護士会からの委員に解説をお願いする。

#### 【委員】

この改正案の乙案は、判断能力が不十分な故に、後見人が必要な具体的事情があるというときに、初めて後見人をつけるという発想で、作られている。必要性は、人によって違うので、後見人の権限は一律に決めるのではなくて、その人に応じて個別具体的に定めるとなっている。直面している課題が解決すれば、必要性が無くなったら後見は終わりですという制度に必然的になってくる。今までと大きく違う制

	<p>度にするかどうかという検討がされているところ。6月に中間試案というものが公表されて、今週の月曜日までパブリックコメントをしていた。来年の改正を目指して進めているということ。成年後見に終わりがあるという制度として設計されるとすると、後見相当だと判断された人も、必要がなくなれば後見が終わるということになる。その人たちについてどうするのかというところが出てきて、モデル事業との関連で、社会福祉法の改正とあわせて成年後見制度を改正することが確定されていて、社会福祉法に基づく新しい事業を作っていく方向で検討されている。社会福祉協議会が日常生活自立支援事業をやっているが、それと同じような根拠に基づく別の事業が、社会福祉法改正として検討されていて、山口市がモデル事業に選定され、その改正に向けた事業ということになる。社会福祉協議会で、これもやれ、あれもやれというような方向になりつつあるが、本来想定されていたのは、社協だけではなくて、いろいろな担い手にそれぞれ担ってもらって、後見ではない制度を作っていこうというところ。社会福祉法改正の方は、後見制度よりも具体化されていない。</p> <p><b>4 閉会</b></p>
配布資料	<p>議事次第</p> <p>資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>資料2_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>資料3_受任調整会議の運営について</p> <p>資料4_持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について</p> <p>資料5_成年後見制度の見直しに向けた検討 中間試案について</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口市成年後見制度利用促進基本計画</li> <li>・山口市成年後見制度利用促進基本計画&lt;概要版&gt;</li> <li>・山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱</li> <li>・山口市成年後見制度利用支援事業報酬助成要領</li> <li>・山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱</li> <li>・山口市成年後見制度利用促進協議会 受任調整会議運営要領</li> <li>・山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ運営要領</li> <li>・山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ名簿</li> <li>・山口市成年後見センターチラシ</li> <li>・山口市成年後見センター出前講座チラシ</li> </ul>